

契約関係書類への押印の省略について（お知らせ）

新潟地方法務局会計課

政府における行政手続の書面，押印等の見直しを踏まえ，契約関係書類への押印の省略について，下記のとおり取り扱っていますので，お知らせします。

記

1 押印の省略について

当局に提出する契約関係書類については，「担当者氏名」及び「連絡先」を記載することにより，書類作成権者の押印を不要とします（記載例参照）。

なお，必要に応じ，記載された「連絡先」に書類の確認の連絡をさせていただく場合があります。

2 押印の省略が可能な書類について

(1) 請求書等について

見積書，納品書，請求書，委任状が該当します。

(2) 書面による入札，契約関係書類について

入札書，委任状，価格証明書，暴力団排除に関する誓約書，入札参加申請書，提案書，再委託承認申請書，請書が該当します。

※ 契約書については，会計法（第29条の8第2項）の規定により，押印が義務付けられているため，引き続き押印が必要となります。

3 その他

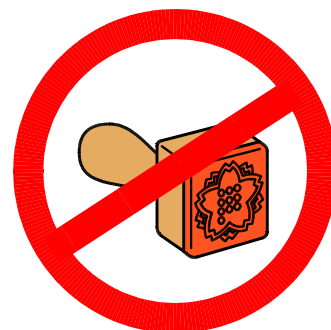
押印を省略した書類については，電子メールにより提出することが可能となります。

〈提出用電子メールアドレス〉 kaikei03_niigata_moj_bal@i.moj.go.jp

上記の詳細や不明な点については，下記までお問合せください。

【記載例】

新潟市中央区西大畑町5191番地
株式会社法務商事
代表取締役 田中太郎（代表者印不要）
担当者氏名 佐藤一郎（担当者印不要）
連絡先 025-△△△-△△△△



【問合せ先】新潟地方法務局会計課用度係
電話 025-226-0958